



厚生労働省では、事業者に対する「治療と仕事の両立支援」の取組方法や事例などを公表\*し、「難病患者」や「がん患者」など治療しながら働く人を応援しております。

治療と仕事の両立支援は、人材の定着や、安心して働ける職場として人材の確保にもつながります。

\* 厚生労働省HP「治療と仕事の両立支援ナビ」

医学の進歩により、難病の治療が進んでおり

**難病**のある方も**少しの配慮**で働くことができます!

**埼玉県指定難病等の状況** ※ 令和6年4月1日現在の指定難病数は341疾病

全国の指定難病の人数.....約1,048,680人

埼玉県の指定難病等の人数.....52,860人

人数順の10疾患人数.....29,590人 (県全体数の約56%)

順位	指定難病等の名称	人数(人)	構成比(%)
1	潰瘍性大腸炎	8,313	16
2	パーキンソン病	6,228	12
3	全身性エリテマトーデス	3,785	7
4	クローン病	2,662	5
5	全身性強皮症	1,653	3
6	重症筋無力症	1,530	3
7	後縦靭帯骨化症	1,436	3
8	皮膚筋炎/多発性筋炎	1,391	3
9	脊椎小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	1,304	2
10	多発性硬化症/視神経脊髄炎	1,288	2
小計	※10疾患	29,590	56
合計	※指定難病及び特定疾患、単独疾患含む	52,860	100

参考:令和4年度末現在 厚生労働省 衛生行政報告例 / 令和4年度末現在 指定難病等の医療費支給者数(疾病別)

# 難病のある方を実際に雇い入れた事業主の方の配慮事例をご紹介します

難病のある方の特性は一人一人違っており、ここでご紹介した配慮が必ずしも全ての方に有効であるとは限りませんが、これらの事例を参考にしつつ、ご本人とよく話し合いをされた上で、職場の状況も踏まえて、ご検討をお願いいたします。

## 難病全般に共通の配慮例 (通院の必要性、疲れやすさ等)

健康状態の把握	朝礼や点呼時に表情などの変化を観察したり、本人に体調や服薬について確認したりしている。
休憩時間	正規の休憩時間以外にも頻繁に身体を伸ばす、小休憩をとるなどするよう勧めている。
通院などのための休暇	シフト作成にあたり、最初に希望を聞き、体調や通院日を考慮して負担がない勤務日数・時間としている。
勤務時間など	早朝勤務や夜間勤務のシフトメンバーからは外すようにしている。
業務内容・業務量	新しい業務を頼むときには、本人に内容を説明し、負担のかからない量・内容・納期となっているかを確認している。
人事配置など	病気に関する事など、上司に言いにくいことがある場合は、総務課や事務長に直接相談しやすい環境を作っている。

参考:厚生労働省 難病のある方への職場における配慮事例のご紹介

## 難病のある方へ

### 難病のある方の職業相談

### 相談窓口:難病患者就職サポーターがいるハローワーク

※ 難病患者就職サポーターの令和6年度年間相談スケジュールはこちらでご確認ください ▶



## 事業主の方へ

### 難病のある方の雇用に関わる助成金の相談

ハローワーク等の紹介により、障害者手帳を所持していない難病のある方を継続して雇用する労働者として雇入れた事業主に対する助成制度です。

### 相談窓口:お近くのハローワーク

### 特定求職者雇用開発助成金

(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)

対象労働者の区分	支給総額	助成対象期間
短時間労働者以外	120万円(50万円)	2年(1年)
短時間労働者	80万円(30万円)	2年(1年)

( )内は中小企業以外の場合の金額・期間

### 難病のある方の雇用・定着などの相談

企業が難病患者を雇用する場合は、埼玉県の難病患者雇用促進アドバイザーが、無料で職場受け入れ研修等サポートをさせていただきます(ハローワークの難病患者就職サポーターと連携して行います。)

既に雇用されている場合でも、ちょっとした質問やお悩み事に対応いたします。お気軽にご相談ください。

## 埼玉県障害者雇用総合サポートセンター 企業支援業務部門

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎 別館1階

TEL.048-827-0540(受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00 除く祝日・年末年始)

E-mail: koyou-support@bz03.plala.or.jp

URL: <http://www.koyou-support.jp> (Eメール、ホームページからお問合せが可能です)



埼玉県マスコット コヨウ＆さいたまっちゃん



コヨウラ ツナイデ  
**0120-540-271**

(月曜日～金曜日 8:30～17:00 除く祝日・年末年始)